

秩父市農業委員会 平成30年 第9回 定例総会 議事録

1 会 期 平成30年9月21日(金) 午後2時00分から  
同 日 午後3時30分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(11人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	2番	横 田 友
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(2人)

4番 高野 忠 財、 5番 富 田 和 雄

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第53号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第54号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (13件)

議案第55号上程	農地法第5条の規定による許可申請について	(1件)
議案第56号上程	農用地利用配分計画の意見について	(2件)
議案第57号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第58号上程	農用地利用配分計画の意見について	(1件)
議案第59号上程	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	小林 弘	笠原 広久
第3区域	田口 俊夫	小久保 健司
第4区域	新井 一郎	大島 正一
第5区域	番場 誠二	齋藤 武志
第5区域	高岸 義雄	
第6区域	長谷川 満	千島 初夫

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (1人)

第5区域	引間 勲
------	------

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主 幹	帆刈 敏晃
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主 幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主 幹	加藤 和彦		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長(会長)** ただいまから、秩父市農業委員会平成30年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

## 日程第2 議事日程の報告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

## 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、4番高野 忠財委員、5番富田 和雄委員、5区引間 勲推進委員から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

## 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。7番 新田 恭一 委員 及び 8番 豊田 恵男 委員のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主幹及び岩田主事を指名いたします。

## 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。このたびは、「農業用施設に係る届出について」1件及び「農地の改良に係る届出について」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1の農業用施設に係る届出について報告いたします。

土地の詳細は、田村 字 新シ、畑1筆、244平方メートルのうち 建築面積58平方メートルです。

届出事由といたしましては、現在、届出者が所有するトラクター等の保管場所として、住宅に隣接する畑に建築したいとするものです。

事務局といたしましては、届出の内容を審査しましたところ、農地を200平

方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当しましたので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしました。

次に、2の農地の改良に係る届出について報告いたします。

番号1ですが、土地の詳細は、下吉田 字 芦田、田2筆、1,455平方メートルのうち 所要面積 960平方メートルです。

届出事由といたしましては、地権者は、所要面積の土地に柿の栽培を行うため良質土を30センチほど盛土し、道路面と平坦化するものです。

次に番号2ですが、土地の詳細は、下吉田 字 芦田、田1筆、826平方メートルです。

届出事由といたしましては、隣接地より低く、所要面積の土地に柿の栽培を行うため良質土を10センチほど盛土し、隣接地と平坦化するものです。

次に番号3ですが、土地の詳細は、下吉田 字 芦田、田1筆、1,092平方メートルのうち 所要面積 950平方メートルです。

届出事由といたしましては、地権者は、今年まで水稻を作付けしておりましたが、コンバインが故障したため所要面積の土地に来年から柿の栽培を行うため良質土を30センチほど盛土し、田畑変換するものです。

事務局といたしましては、届出の内容を審査しましたところ、いずれも改良する面積が1,000平方メートル未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当し、届出者は、改良した後も耕作を行う旨を誓約しておりますので、会長にその旨を報告した上で、専決により受理いたしましたので、ここに報告いたします。

**議長（糸会長）** 以上で、諸報告を終わりにいたします。

## 日程第6 審議議案の報告

**議長（糸会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** それでは、平成30年第9回総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について が1件、議案第54号、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について が14件、議案第56号～議案第58号 農用地利用配分計画の意見について が4件、議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について が1件、以上でございます。 よろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議 案 審 議

議案第53号上程 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

**議長（糸会長）** 次に、議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** それでは、番号1についてご説明申し上げます。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は滝の上町 畑 1筆 259㎡で、平成28年に相続により取得されています。

案内図の1ページをご覧ください。申請地は視目坂下交差点から南西に約250m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は住宅用地の拡張です。

申請事由ですが、申請地は平成14年頃より隣接する宅地と一体で使用している状態であり、このたび、書類を整理していたところ、当申請地の地目が農地のままであることが判明しましたが、農地に復旧することも難しいため是正をしたいとして、始末書添付のうえ申請されました。

隣接に耕作農地はなく、転用により周囲の営農状況に被害が生じることはないものと考えます。

申請地を確認したところ、住宅敷地として使用されており、一部離れ家がかかっておりました。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 議案第53号 番号1について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は第3種農地であり近隣の状況から見てもやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第53号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第54号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（13件）**

**議長（条会長）** 次に、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 番号1から番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は滝の上町 畑 1筆 577㎡で、平成28年に相続により取得しています。案内図の1ページをご覧ください。申請地は視目坂下交差点から南東に約260m離れた場所にあり、立地の基準につきましては市街化の著しい地域として第3種農地と判断しました。

転用目的は宅地分譲用地です。

申請事由ですが、譲受人は不動産業等を営む法人であり、市内中心部に近く住宅地として利便性の良い当申請地を買い受け、住宅用地として希望者に販売したいとして転用の申請をされました。

計画では住宅用地2区画を造成することになっており、これに伴う資金調達計画も整っています。また、隣接地に農地はありません。

現地を確認しましたところ、不耕作地となっております。

続きまして番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、太田 字 細田 畑 1筆 352㎡で、平成17年に相続により取得しています。

案内図の2ページをご覧ください。申請地は大田中学校の北側約50m付近にあり、立地の基準につきましては、良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地と判断しました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた区域内の農地でしたが、平成30年7月2日付けで、除外の決定を受けており、また当申請地は土地改良区内に存在する農地ですが、農事組合法人大田営農より農地転用することについて差し支えない旨の意見書が添付されています。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、鴻巣市内で借家住まいをしておりますが、手狭となっており、このたび、妻の母である譲渡人の土地を借り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、保全管路状態となっております。

続きまして番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

譲受人2名は親子になります。

申請地は、品沢 字 宮前 畑 1筆 468㎡で、昭和58年に相続により取得しています。

案内図の3ページをご覧ください。申請地は大田中学校から南東に約740m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は住宅用地です。

申請事由ですが、譲受人は現在、秩父市内で借家住まいをしておりますが、手狭となっており、このたび、譲受人の一人でもある譲渡人の土地を借り受け、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。

なお、申請地への進入にあたっては、譲渡人の弟が居住している申請地北側の宅地を通行することになっており、通行することに差し支えない旨の承諾書が添付されております。

資金調達計画も整っています。また、隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、品沢 字 中原 畑 1筆 1826㎡で、平成13年相続により取得されています。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は大田中学校から南南東に約920m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は遠方に居住しており、継続して農業をおこなうことが難しい状況です。そこで太陽光発電事業等をおこなう譲受人がこの土地を買い受け、ここに太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして、申請されました。

なお、申請地への進入にあたっては私道を通行する必要がありますが、所有者より通行することへの同意書が添付されています。

計画では太陽光パネル360枚とその他必要な機器等を設置する予定になっています。

資金計画も整っており、経済産業省からは発電設備についての認定を、東京電力株式会社からは電力需給契約の承諾を、それぞれ得ております。

隣接農地耕作者からの承諾書も添付されており、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

現地を確認したところ、申請地内にあった物置は取り壊されており、不耕作地となっております。

**高野参与** 番号5から番号7について、ご説明申し上げます。

はじめに、番号5、番号6につきましては、関連がありますので、一括してご説明します。

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の、5ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 上ノ山 番号5が、畑 1筆 1,365㎡、番号6が、畑 1筆 859㎡で、平仁田公会堂の北西、300m付近に位置し、昭和61年 相続により 取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、太陽光発電施設用地です。

申請事由ですが、譲渡人は高齢で、耕作の継続が難しく、土地の有効活用を図りたいとして申請されたものです。

事業計画では、太陽光パネル、番号5が288枚、番号6が248枚、合計536枚と、付属の機器等をそれぞれ設置することになっています。



資金計画等も整い、経済産業省からは発電事業計画についての認定、東京電力株式会社からは電力需給契約申し込みについて承諾を得ていますので、計画上問題は無いと思われます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号7ですが、

譲受人・譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図の、6 ページをご覧ください。

申請地は、下影森 字 野土 畑 1 筆 1,252 m<sup>2</sup>で、秩父市スポーツセンターの南西 250m付近に位置し、昭和 18 年 家督相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

転用目的は、宅地分譲用地です。

申請事由ですが、申請地は宅地化の著しい地域で、市街にも近く、住宅用地として利便性が良いため、譲受人が買受、宅地分譲用地として販売し、地域への貢献及び業務の発展を図りたいと申請したものです。

事業計画、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われます。

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**帆刈主幹** 番号8の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字宮崎西側(みやざきにしがわ)・畑・4 筆・計 1,884 平方メートルで、平成 24 年に相続により取得した土地です。

案内図の 7 ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道大野原駅の北約 250 メートル付近にあり、立地の基準としましては、鉄道駅から 300 メートル以内にある地域内の農地として、第 3 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、建売住宅用地です。

譲受人は、市内阿保町に本店を置き、不動産業を主な目的としている法人です。このたび、居住環境の良い大野原駅付近で建売住宅のための土地を探していたところ、本申請地を譲っていただける話がまとまったため、ここに 7 棟分の建売住

宅を建築し販売したいとして転用申請されました。ところが、本申請をおこなう以前の本年7月頃、すでに申請地の一部に給排水設備を埋設していたとのことで、事務局として、埼玉県秩父農林振興センターの職員と合同で、本申請の事業者、すなわち譲受人に対し、今後このようなことが無いよう指導をし、始末書添付のうえ本申請を受け付けました。

現在、申請地の一部には給排水管が埋設されてはいるものの、その後の工事は当然おこなっておらず、本申請の許可を待って、工事が開始される予定となっております。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することへの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

つづいて番号9について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、大野原字下小川(しもおがわ)・畑・1筆・9.78平方メートルで、平成29年に相続により取得した土地です。

案内図の8ページをご覧ください。

申請地は、原谷公民館の北約520メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、住宅用地の拡張です。

譲受人は、本申請地の隣接宅地に住宅を所有し居住しておりますが、このたび本申請地を買い受け、ここに手狭となった台所部分を増築したいとして転用申請されました。

申請地の現況はきれいに保全管理がされておりました。

また、申請地の隣接農地所有者は譲渡人本人であり、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

**斎藤事務局長** 番号10の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は、県道 秩父児玉線 和銅大橋入口交差点から南に約800メートル地点にあります。

申請地は、昭和59年に相続により取得した土地です。立地の基準につきましては、中山間地に存在する小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

次に、転用の目的ですが、社会福祉施設用地です。

譲受人は、現在、市内で特別養護老人ホーム等を運営しておりますが、デイ

サービス事業や障がい者介護のニーズが高くなっており、市内には重度の身体介護に対応できる事業所がないことなどから、このたび高齢者デイサービス、障がい者生活介護、児童発達支援、放課後デイサービスの各事業所を併設する多機能型福祉施設の建設を計画し、転用することについて申請したものです。

また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われまます。

申請地を確認しましたところ、建物は解体されておりきれいに管理がなされておりました。

**新井主幹** 番号11について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 番場沢（ばんばざわ） 畑2筆 177平方メートル、平成2年に相続した土地です。

案内図の10ページをご覧ください。申請地は県道下小鹿野吉田線 釜の上農園村交差点から 南約1200メートル付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、市道改築工事（吉田幹線105号線道路改築工事）に伴う、重機・資材置き場として使用するための一時転用案件であり、転用期間は許可日から5ヶ月間です。

なお、申請地のうち一筆（下吉田2368-1）は、農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。また、仮登記されている土地（下吉田2367-1）については仮登記権利者の同意書が付されています。

なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧し、貸渡人に返すこととなります。

現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

**加藤主幹** 番号12について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字中原（ナカハラ） 畑2筆 970平方メートルで、平成4年に相続で取得した土地です。

案内図11のページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州中川駅から北東740メートル付近です。

転用目的は、資材、車両置場用地です。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は、平成26年に成立した法人で、秩父市別所に本社を構え、主に法面保護のコンクリート土木建設業を営んでおりますが、資材置場を秩父市品沢に土地を借り使用しておりますが、非常に狭く、事務所から距離があるため、代替え場所を探していたところ、申請地を買い受け、新たに資材、車両置場として申請されました。

事業計画では、プレハブ倉庫の設置、建築資材、車両置場等を予定しております。当申請地は、北側と東側に農地がありますが、東側の所有者から承諾を得ることができませんでした。

現在も隣接承諾書をいただけない所有者と連絡を取り合っていますが、万が一の場合には申請者が責任を持って対処することを確約しております。

現況を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に番号13について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川上田野字錦（ニシキ） 畑1筆 1,457平方メートルで、平成16年に相続で取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、荒川総合支所から南東260、付近にあります。

立地の基準につきましては、市街化の傾向が著しい区域内にある農地として第3種農地と判断いたしました。

借受人は、平成8年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。

貸渡人における体力的な事情などにより、申請地を管理することが難しい状況にあるため、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、平成30年7月2日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

申請地の隣接農地所有者の承諾書も添付されており、周辺との問題も特に無いと思われまます。

現況を確認しましたところ、不耕作地となっております。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**9番（加藤委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は第3種農地であり近隣の状況から見てもやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**6番（石橋委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。妻の実家の近隣に引越してくるということですので問題ないものと思います。

次に番号3ですが内容は事務局が説明をしたとおりです。特に問題ないと判断しました。次に番号4ですが申請地を確認してまいりましたが、以前より整備されておりました。致しかたないものであると考えます。皆さんの判断をお願いします。

**8番（豊田委員）** 番号5と6は関連していますので一緒に意見を申し上げます。案内図を見ると取り付け道路が無いように見えますが、現地では確認できました。譲渡し人は高齢で申請地も山の上のほうであり致し方ないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**11番（豊田委員）** 番号7について意見を申し上げます。申請地は第3種農地で付近は市街化しており特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

**3番（高橋委員）** 番号8の案件について意見を申し上げます。私も申請地を確認してまいりました。大野原駅にも近く市街化が進んでおり致し方ないと感じました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

**2番（横田委員）** 番号9について意見を申し上げます。内容は事務局が説明したとおりです。増築に伴う案件で何の問題もないと思います。ご審議をよろしく申し上げます。

**9番（加藤委員）** 番号10について意見を申し上げます。内容は事務局が説明したとおりです。現地は草刈りもして保全管理状態でした。高齢者や児童のための福祉施設であり、社会的要請もありますのでやむを得ないと判断いたしました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

**13番（彦久保委員）** 番号11について意見を申し上げます。内容は事務局が説明したとおりです。公共工事のための一時転用であり致し方ないと判断します。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

**8番（豊田委員）** 番号12について意見を申し上げます。譲受人は現在品沢に土地を借りているということで、そちらも見てきましたがかなり手狭であり、今より会社に近いところで土地が見つかり移転する。良かったなと思います。

次に番号13について意見を申し上げます。良く保全管理されており、以前はそば組合に委託していたようですが、太陽光発電施設にするということですが、致し方ないのかなと思いました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**6区（長谷川推進委員）** 番号4の案件ですが近隣に住宅がありますが承諾は得ているのですか。

**岩田主事** 申請地北側の住宅は現在空き家で譲渡人の所有です。

**議長（糸会長）** 暫時休憩いたします。（14：45）

**議長（糸会長）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。（15：05）

**議長（糸会長）** 他に質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ

れより採決をいたします。議案第54号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第55号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、3区田口俊夫推進委員におかれましては、議場から退出願います。

(3区田口俊夫推進委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について説明をいたします。

それでは、番号1について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字五反田(ごたんだ)・畑・1筆・126平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。

案内図の13ページをご覧ください。

申請地は、秩父鉄道和銅黒谷駅の南東約110メートル付近にあり、立地の基準としましては、鉄道駅から300メートル以内にある地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、工場および住宅用地の拡張です。

譲受人は、本申請地の隣接宅地を所有し、自身が役員を務める金属加工業を目的としている法人に、工場および住宅の建設敷地として貸しており、またこの住宅に居住もしております。

昨年譲受人の父親が亡くなり、財産整理をおこなったところ、本申請地が譲渡人所有であったことがわかったとのことでした。

本申請地は、譲受人の先代が、譲渡人の先代から売買にて取得したということ、両申請者ともそれぞれの先代より聞かされており、また昭和55年頃より、

農地転用許可の無いまま、譲受人が役員を務める法人の工場敷地の一部として使用しており、引き続き同様に使用していきたいことから、このたび譲受人、譲渡人、建物の所有者である法人の三者よりの始末書を添付のうえ申請されました。申請地は現在工場敷地の一部として使用されておりました。

また、本申請地の隣接農地所有者から、農地転用することへの承諾書も添付されており、周辺の営農に係る問題は特に無いと思われまます。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。申請地は昭和55年より工場、住宅用地の一部として使用されており、農地に戻すことは困難でありやむを得ないと判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第55号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（条会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

（3区田口俊夫推進委員が入場する。）

**議案第56号上程 農用地利用配分計画の意見について** （2件）

**議長（条会長）** 次に、議案第56号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**帆刈主幹** 番号1について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年9月7日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。



計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第8回総会、議案第48号番号3におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の14ページをご覧ください。

秩父市黒谷字五反田、畑、外4筆、計4,384平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年12月1日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり5,000円です。

担い手は黒谷地内で主にブドウを栽培しており、また観光農園も経営している認定農業者で、このたびの農地の配分にあたっては、ここを借り受け、ブドウの栽培をおこなう計画になっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と、応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**加藤主幹** 番号2について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年9月10日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

意見事項については、農地の全てを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付の適否などに対し、判断するものです。

計画の内容を申し上げます。このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第8回総会、議案第48号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の1ページの左をご覧ください。

荒川上田野区域、畑7筆、計6,496平方メートル、荒川日野区域、畑3筆、計2,911平方メートル、合計面積は、9,407平方メートルにつき

まして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました農事組合法人 ちちぶあらかわへ配分する計画です。

貸借期間は平成31年3月1日より9年間、賃料については1年、10アール当たり、2,000円になります。

主にそばを栽培する予定になっています。

なお、この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

利用権を設定する期間はいずれの案件についても、平成31年3月1日から9年間です。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 議案第56号に係る利用配分について意見を申し上げます。

1番の案件ですが内容は事務局が説明したとおりです。借受人が10年間年間通してぶどうの栽培を行うということで大変良かったと思います。よろしくご審議をお願いします。

**3区（田口推進委員）** 番号1番について意見を申し上げます。私の家の近くで早く借り手がつけば良いなと思っていましたが借り手がいて良かったです。よろしくをお願いします。

**7番（新田委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。借受人も地域振興に尽くしており安心しております。よろしくをお願いします。

**6区（長谷川推進委員）** 番号2番について意見を申し上げます。約9反部ですが借受人が見つかり良かったです。借受人は最近大きい機械も購入し、そば畑が増えてくれれば有り難いです。よろしくをお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第56号農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

**議案第57号上程 農用地利用配分計画の意見について** (1件)

**議長（衆会長）** 次に、議案第57号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、6番石橋総一郎委員、4区新井一郎推進委員におかれましては、議場から退出願います。

（6番石橋総一郎委員、4区新井一郎推進委員が退出する。）

事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第57号農用地利用配分計画の意見について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年9月7日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第8回総会、議案第48号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の15ページをご覧ください。

秩父市太田 字 鎌土 畑 1筆 2520平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年12月1日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり2000円です。

担い手は平成28年に設立された法人で、大田地区の中心的な農業経営体であり、地域内の農業者のほとんどが組合員となっており、また、この度の農地の配分にあたっては申請地を借り受け、小麦、大豆の栽培をおこなう計画となっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林

公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4区（大島推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。内容は事務局が説明した通りでございます。申請地は県道に隣接している土地であり、借受人も特に問題はないのでよろしくお願いします。

**議長（衆会長）** ありがとうございました。以上が担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

（6番石橋総一郎委員、4区新井一郎推進委員が入場する。）

**議案第58号上程 農用地利用配分計画の意見について** （1件）

**議長（衆会長）** 次に、議案第58号農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第10条に規定する議事参与に該当いたしますので、6番石橋総一郎委員におかれましては、議場から退出願います。

（6番石橋総一郎委員が退出する。）

事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第58号農用地利用配分計画の意見について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、平成30年9月7日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、平成30年第8回総会、議

案第48号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の16ページをご覧ください。

秩父市太田 字 磯端 畑 2筆 計 1037平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申し出がありました担い手に配分する計画です。

貸借期間は平成30年12月1日より10年間、賃料は1年、10アール当たり2000円です。

担い手は大田地内でそば、柿等を栽培し、そば屋の経営もしている認定農業者で、市の農業委員としても活動しており、この度の農地の配分にあたっては、申請地上でそばを栽培する予定になっています。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（衆会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**4区（新井推進委員）** 番号1について意見を申し上げます。内容は事務局が説明した通りでございます。借受人も特に問題はないのでよろしく申し上げます。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

（間がある）

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長に答申することに、異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 異議なしと認めます。よって、本案はそのように決しました。

（6番石橋総一郎委員が入場する。）

議案第59号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について (1件)

**議長(衆会長)** 次に、議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

**斎藤事務局長** 議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

本案は、別紙非農地判断対象地一覧表の畑4筆、2,375平方メートルの土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いします。

これらの土地につきましては、所有者から非農地判断について申し出があったもので、現地を確認したところいずれも山林化しており、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難であると思われるものを議案として上程したものです。

ご審議をよろしく申し上げます

**議長(衆会長)** 事務局の説明が終わりました。

**議長(衆会長)** これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

(間がある)

**議長(衆会長)** 質疑又は意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(衆会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。これより採決をいたします。議案第59号 農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長(衆会長)** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会平成30年第9回定例総会を閉会いたします。